

# 未利用公有地の処分に向けた 土地診断及び維持管理業務



未利用公有地の処分を推進するためには、安心して購入して頂けるよう、対象となる土地に対して様々な調査等を実施し、事前にデータを公開することが有効となります。

## 対象となる土地（物件）

- ・ 施設の統廃合等により、利用しなくなった公有地
- ・ 特定の目的のために購入した後、計画の変更により未利用地となっている公有地

## 当業務の流れ

未利用公有地の売却候補地

隣地境界の確定

- ・ 隣地立ち会いによる境界確認の実施
- ・ 実測による地積更正

土壌分析

- ・ 地質調査（支持力及び埋設産廃等の確認）
- ・ 土壌汚染調査（有害物質の確認）

土地の管理

- ・ 現地管理
- ・ ホームページ作成
- ・ GIS を活用した物件管理

公有地の売却

# 具体的な業務内容

**!** 土地購入後の隣接地権者との境界係争を未然に防ぐために隣接地権者立ち会いの下、境界確認を行います。

## 境界確認(隣地立ち会い)を実施

隣接している地権者の立ち会いを行い、土地の境界の確認及び確定を行うことから、購入者は境界紛争の心配がありません。

## 必要により地積更正の実施

確定後の境界に基づき、面積を測定します。現地と登記面積に違いがあるときには、地積更正を行い登記面積を修正します。



**!** 目に見えない土の性質を科学的に明らかにし、購入者の不安を取り除きます。また、測定結果によって対策が必要な場合には、処理方策の検討及び提案を行います。

## 地質調査(支持力及び埋設産廃等の確認)

土地の支持力調査を行います。購入前に支持力データを確認してから、安心して購入して頂けます。

地中に産業廃棄物等が埋設されていないか調査します。産業廃棄物等が無いことを確認してから、安心して購入して頂けます。産業廃棄物等が発見された場合には、処理方策の検討及び提案を行います。

## 土壌汚染調査

土壌中の有害分質の測定を行います。有害物質が存在しないことを確認してから、安心して購入していただけます。また、有害分質が発見された場合には、処理方策の検討及び提案を行います。



**!** 土地を商品として管理します。

## 現地管理(草刈り、不法投棄の監視等)

土地処分までの期間、景観を保持するために草刈りを実施します。また、ゴミ等の不法投棄を監視します。

## ホームページへの掲載

土地の処分を促進するために、販売促進活動としてホームページを作成します。

## G I Sを活用したデータ管理

複数の物件がある場合は地理情報システム(G I S)を活用した、所在説明や物件毎の詳細説明を一元管理します。

